



※時間外労働：労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。

残業(所定外労働)：会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

★平成29年10月1日から、子が1歳6か月に達した時点で、保育所等に入れないなどの事情があれば、最長で2歳まで育児休業を取得することができます。

◎このパンフレットの内容や母性健康管理、育児休業制度などについてもう少し詳しく知りたい方は、

○働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について(厚生労働省ホームページ)

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku05/01.html>)

○妊娠・出産に関する法制度等についての情報提供サイト

「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」

(<http://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>)



◎妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてもう少し詳しく知りたい方は、

○「妊娠したから解雇」は違法です(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html>)

◎母性健康管理(妊娠・出産)や育児休業の取得に関して職場でのトラブルにお困りの方は、

○雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために(厚生労働省ホームページ)

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)

○男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)

また、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)(裏表紙参照)へご相談ください。

◎地域の保育情報や育児休業復帰後に利用できる制度などについて知りたい方は、

○「仕事と育児 カムバック支援サイト」(<http://comeback-shien.mhlw.go.jp/>)